

農業關係見返資金に對する資金需要の事例的分析

田 尻 益 二 郎

まえがき

經濟九原則に基くインフレ收束政策は財政の均衡、財政と金融の分離を策したのであるが、それが諸産業に齎した諸影響のうち、農業に對する最も大きな影響の一つとして全般的な補助金削減政策、殊に團體營事業に對する補助金支出の停止を擧げることができであらう。

戰時以來農業の資本設備が荒廢に歸し、その復舊改善に對する要請が強烈であると共に、一方、食糧自給のための増産を必要とせられているにも拘らずこのように國家投資が極度に制限された結果としては、當然その責任を金融に轉嫁することとなつた。一方、金融面には未だ充分な資金殊に長期資金を供給する能力なく、農業に對する長期投資はその必要度に逆比例して、甚だしい重壓を蒙ることを餘儀なくされたのである。問題は今後に存する。従つて目的とするところは、今後果して金融のみにより事態を收拾し得るか、假りに金融面よりよく必要資金を供給し得たとしても、現在のような融資條件のもとにおいて、それに應ずる有

效需要を發生せしめうるかどうかを闡明するにあるが、本稿においてはそのうち特に團體營の耕地關係事業に範圍を限定し、見返資金に對する融資申込状況を調査分析することによつて、今後の見透しに資する一助にしたいと思ふのである。

それに先立つて、團體營事業の土地改良事業全體における重要度、土地改良事業資金の需給の概況等に關する若干の豫備知識を得ておく必要があらう。

農地局が昭和二三年におこなつた調査資料によれば、要改良地面積は水田三二六萬町歩、畑三三萬町歩、重複部分もあらうが全耕地の半ば以上に及ぶことを示している(但し北海道を除く)。この面積は勿論年々更新せられるべきものであり、更に最近唱えられる溫水化施設、畑地灌溉等をも加えるならば、その面積は一層増大するであらう。これに對し、近年における施行もしくは計畫中の事業量を示すものが、第1表及び第2表である。國營及び府縣營のいわゆる公共事業は年度別にその事業量を明らかにすることを得ないが、二三年度施行中のものの延面積は國營事業二四萬町歩、府縣營事業五〇萬町歩、總事業費は三三〇億圓以上という

第 1 表 國營及び府縣營事業（23年度施行中）

事業名		受益面積	總事業費	23年度迄 事業費	24年度以 降事業費	増産石數
		町	千円	千円	千円	石
國 營	灌 溉 事 業	130,015	5,449,805	390,247	5,059,558	433,392
	排 水 事 業	58,977	1,590,797	139,611	1,451,186	252,987
	灌漑排水事業	36,232	2,583,288	135,969	2,477,319	223,678
	干 拓 事 業	22,754	14,095,475	971,860	13,123,615	626,853
	小 計	247,978	23,719,365	1,637,687	22,111,678	1,536,910
府 縣 營	灌 溉 事 業	189,220	4,855,759	646,495	4,209,263	474,602
	排 水 事 業	51,452	1,387,565	179,941	1,207,623	183,436
	灌漑排水事業	9,656	342,874	39,513	303,360	33,653
	干 拓 事 業	7,467	3,006,985	495,572	2,601,412	189,593
	小 計	257,795	9,593,183	1,361,521	8,321,658	881,284
總 計		505,773	33,312,548	3,035,208	30,433,336	2,418,194

- 備考 1. 總事業費は昭和24年1月現在の算定による。
 2. 増産石數は工事完了後初年度の米換算増産量。
 3. 開拓局資料による。

第 2 表 團體營等の土地改良事業（昭和18～23年）

	單位	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	計
受益面積	町	562,296	800,818	802,858	674,392	362,791	169,456	3,372,611
事業費	千円	339,146	150,125	150,125	455,585	1,067,072	2,477,103	4,639,156
補助率	%	64	64	64	57	45	45	49
補助金	千円	215,979	97,276	97,276	257,989	484,234	1,116,332	2,269,086
補助金換算額	千円	15,550,488	6,322,940	4,377,420	2,321,901	968,468	1,116,332	

- 備考 1. 日本農業年報第Ⅳ集による。
 2. 補助金換算額は23年の物價を1とし、農地局算定の指數により修正したものである。

計畫になつてゐる。第2表はその事業種目よりして團體營以下の事業とみなしうるものの集計であつて、昭和一八年の第二次計畫より二二年の第五次計畫までの分と三年度の計畫とを合したものである。

この二つの表により夫々の事業量を比較することは困難であるが、例えば公共事業の二三年までの事業費と團體營事業の二一年乃至三三年の事業費合計を比較すれば、後者は前者の六割に當り、又二二、二三兩年の合計を採つても半ば以上を占めて、先ず團體營事業は土地改良事業全體の三分の一以上に該當すると見做すことができよう。しかしながら、その重要度にも拘らず團體營事業は次第に壓縮されつつあるのであつて、第2表に明らかなように、終戦以來事業量及び補助率は急激な減少傾向にある。また事業費の推移をみるに、絶體額の比較は無意味であるからこれを貨幣價値の動きにより換算してみれば、補助金だけをとつてみて昭和一八年の一五五億圓が半ばになり、一割に減じ、二三年にはわずかに一一億圓、二四年には遂に全額削除となつてゐるのである。

一方これに對し終戦以來の融資狀況はどうであらうか。土地改良事業を含む農業長期施設に對し、最初に融資の實現をみたのは二三年度の農林漁業復興融資であるが、農業に對する融資一四億圓足らず、そのうち土地改良關係は僅か四億圓にすぎず、しかもその融資對象は公共事業に限定されていたため、一應團體營事業に對しては縁なきものであつたと云ねばならない。

次に二四年度になつて金融緩和を意圖する日銀オペレーション政策の一環として、農林中金手持の國債買上に基く中長期融資があり、その融資額は第3表に示す通り、二五年五月末現在で總融資一六億圓餘、そのうち耕地關係に六億圓餘が貸出されてゐる。然しながらこの融資源もその利率一割一分、償還期間五カ年以内という長期投資に相應しからぬ融資條件と共に、必然的に融資對象は國營府縣營の補助事業に限定され團體營事業に對しては何らの資金を供給してゐないのである。

第3表 農林中金中長期資金
(25年5月末現在) 單位=千圓

用途別	融資殘高
農業	1,025,421
水利施設	630,600
共同關係	222,947
畜産關係	169,174
蠶蠶	2,300
輸出特産品	400
林業	58,760
漁業	552,854
合計	1,637,035

農林中金資料による。

従つて、殘る頼みの綱の見返資金が最初一九億圓の融資枠を豫定しながら未だにその實現をみていないことと併せて、結局融資に依存すべき二四年度においても團體營の土地改良事業に對しては全然資金調達のリートを與えられず、二三年度の最小限の補助額一億圓をすら金融により賄うことは不可能であつた。その限

りにおいては、現在までのところ金融轉嫁政策とは單なる掛聲にすぎず、團體營による土地改良事業を皆無に近い状態に陥入らしめてきたのであるが、問題は今後尚補助金支出の停止が持續されるものとすれば、かかる危険状態が續かねばならないのかどうか、假りに見返資金の融資が實現し、又近く豫想される農林債券發行に伴う六〇億圓の融資の如きものが具體化したとしても、それが窮迫する農家經濟乃至實際の投資效果にマツチし得るものかどうか、ということに存するのである。

一、見返資金融資申込の概況

見返資金に對する融資申込が餘りに過少であつたことに關し色々な見方があつたが、そのうち代表的なものとしては次の三種を擧げ得る。

- 1 現行の融資條件（利率七分五厘）では融資を受けてもペイする可能性が少いから。
- 2 見返資金は非補助事業對象であるため同資金に申込みれば補助金受領の可能性を失するから。
- 3 中途からの諸事情により見返資金融資實現の可能性が殆んどなくなり、融資申込をしても無駄に終るであらうという情勢に立至つたから。

なお、この他に手續の煩鎖というようなことも全般的に影響しているであらうが、少くともそれは本質的なものではない。このうち第一のものは勿論非補助であることを前提としているのである。

農業關係見返資金に對する資金需要の事例的分析

り、第二の見方は保留的な意味を若干含んでいる。

問題は最後の見方であり且つかなり有力なものであるが、この見解によれば、もし貸出さへ實行されていたら、充分に融資枠を消化し盡す有効需要發生の可能性はあり、假りに今後見返資金以上に融資條件の厳しい資金が供與されたとしても結果は同様であらうと見做すのである。このうち前二者の如きは容易に推定しうるところであるがもし第三の見方を承認するとすればそれは果してペイしうるか故か、或いはその他の事情に基くものであるかどうか、ということが當然疑問に上つて來ねばならない。結局、何れの見方が最も正鵠を得た判斷であるかは一般潛在需要者の實體調査にまたねばならないのであるが、一應間接的な簡易な方法としては、すでに需要として現われている申込分を調査することにより多少の推察を下すことは可能であらう。

さて二五年三月末における融資申込状況は第4表の通りであり、申込金額は三億圓餘、そのうち農林中金による査定額すなわち大藏省提出分は二千八百萬圓であつた。ここで調査の對象としたのはその後の査定分二七件であるが、先ず數的な素材と概要を提供しよう。

調査概要

(イ) 融資申込件數

二七件

第4表によれば總申込件數三三五件のうち耕地關係申込は九八件となつてゐるが、これは技術審査を経ぬ申込數であつて、技術審査後農林中金が正式に査定對象の申込數として取扱つてゐるも

第 4 表 米國對日援助見返資金融資申込状況 (25年 3 月末現在)

	中金本所受付		大藏省提出分		G・H・Q 提 出 分		G・H・Q 承 認 額	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
耕 地 關 係	98	千円 325,652	20	千円 28,790	20	千円 28,790	0	千円 0
甘藷キユアリング	151	97,550	148	94,960	148	94,960	147	70,100
小水力發電施設	32	96,610	19	52,400	19	52,400	0	0
魚 田 開 發	54	110,000	33	77,300	33	77,300	0	0
計	335	629,812	220	253,450	220	253,450	147	70,100

農林省農林金融課資料による。

のは四七件にすぎない。第一回の一七件、第二回の三件は二五年三月中に査定され、本調査では同七月の第三回分二七件を對象にしたのであるが、これは件數にして査定總件數四七件の六割、金額にして四七件の査定額合計二〇九、五五〇千圓の八七%を占める主要部分である。注意すべきことは、この二七件も二四年度に受付けたものを翌年度に入つて査定しているであつて、第4表の査定後大藏省提出分が受付分に比し僅少なのは、その他のものが不適格として落されたのではなく審査及び査定の遅延に

農業關係見返資金に對する資金需要の事例的分析

一六八

基くものである。

(ロ) 融資申込總額

融資査定總額

二〇六、八〇九千圓
一八〇、七六〇千圓 (査定率八七%)

(融資申込金額内譯)

金 額 100以下 101~500 501~1,000 1,000以上
件 數 10 11 12 13

融資査定額とは先にも觸れた通り、農林中金が申込内容を査定後融資可能のものとして大藏省に提出済みのものであつて、その後の諸事情に左右されぬ限り融資實現すべき、或意味において、貸出決定額と見なして差支えないものである。二七件の査定額は同申込額の八七%に當る高率を示しているが、それは申込分が殆んど金融ベースに乗りうる優秀なものであることを示すものではなく、申込額のうちにも本所受付の前にすでに支所、出張所において却下されるか、又は本所においても正式受付以前に適宜に修正した金額を含んでいないが故である。一件當り申込額は五〇〇萬圓以下が大半で一、〇〇〇萬圓以上のものは三件とも公共事業に附帶する事業であり、そのうちには一件で申込金額一二六百萬圓という總申込金額の半ば以上に當る例外的なものもあるが、それを除いた二六件の平均申込金額は二九五萬圓である。

(ハ) 總事業費

二四年度事業費

五五七、八五二千圓
二九五、八九六千圓

資金構成 { 借入金 一八〇、七六〇千圓
縣補助金 一〇六、三〇六千圓
八、八三〇千圓 }
三六%
三六%
三%

査定に當つては二四年度事業費を融資對象の事業費と見なすのであつて、單に事業費という場合はこれを指す。事業費中借入金の比率は六一%となつてゐるが、それは前記特例の一件が融資率八一%に達してゐるためであつて、二六件の借入金の比率は四四%である。自己資金は現金負擔、勞力提供及び積立金よりなるが、このうち積立金は微少である。勞力提供は明瞭に算出できないが九割以上に及ぶものもあり、殆んど現金負擔のものもあり、一概に勞力提供が過半を占めるとは云えない。但し金融機關としては融資申込額に對する査定額の減少部分は極力、勞力提供の増加要求による自己資金の増大という形で、申込額を削減してゐるのである。

縣補助金は全體に對しては僅少にすぎないが、これは申込事業七件に對し支出されたものであつて、七件の事業費合計三一、三九二千圓に對しては二割八分に當る。

(二) 借入主體

組合別 農協(一六件) 耕地整理組合(七件)

水利組合(四件)

縣別 静岡(六件) 愛媛(四件) 新潟(三件)

その他(一一二件)

組合別で農協が一六件、六割を占めるのは土地改良法の改正後、後述する理由と共に、農協の主導性、信用事業に伴う資金力を反映するものとして、今後の團體營事業の動向に注目すべきものを示してゐる。縣別では、静岡の六件には縣補助金が支出されてお

農業關係見返資金に對する資金需要の事例的分析

り、愛媛の四件中三件は災害復舊事業であり、新潟の三件は附帶事業である。その他の縣では、農家經濟の窮迫を傳えられる東北及び九州地方において夫々僅か一件しか申込がないのは注目を要しよう。

(四) 受益面積

増産收量 米 一九、六一五石
麥 八、六〇二石
甘 藷 二、八〇〇貫

從つて單位當事業費及び増産量は次のようになる。

一町當事業費 四二、六〇〇圓
融資額 二六、〇〇〇圓

一反當米増産石數 二・八斗
麥増産石數 一・二斗

米一石當事業費 一五、〇〇〇圓

受益面積のうち、前記の特例一件を除いた二六件の一件當平均面積は一七〇町步弱となり、面積別の件數は左の通りである。

二〇町以下 二件 二〇〇町以下 七件

五〇町々 七々 一、〇〇〇町々 三々

一〇〇町々 六々 一、〇〇〇町以上 二々

事業種目別に事業費、受益面積、一町當り事業費を見れば第五表の通りであるが、事業種目は必らずしも單一の種目よりなるのではなく、この分類は主たる事業に依つたものである。件數としては灌漑排水が最も多く又これのみが一町當事業費において四萬

第5表 事業種目別事業費及受益面積

事業種目	件 數	事業費 千円	受益面積 町	一町當費 円
災害復舊	5	14,570	360,7	40,500
灌漑排水	12	63,035	2,726,5	23,100
客 土	4	8,325	200,0	41,600
耕地整理	6	209,966	3,650,8	57,500

圓をはるかに割つており、事業規模としては新潟の三件を含む耕地整理が壓倒的に大きい。

(イ) 融資期間

据置期間平均半年を除いた据置後償還期間は次の通りである。

三年以下	八件
四年	九
五年	七
六年	二
八年	一

融資が未決定であつたため、

据置期間は各件毎に必ずしも明瞭に算出し得ないが概ね半年とみて差支えなく、据置後償還期間は五年以下が二四件を占め、大數的にみる場合（前述の特例一件八年のものを除いて）二六件の平均融資期間は四年半、二七件の場合は六年とみれば充分であらう。

(ロ) 事業期間

一年以下	二件
二年前後	三
六年半	一件
一〇年	一

事業の實質期間は大半一年以内であるが年度別にいえば一年以内の事業中、二カ年度に亘るものが八件ある。但し繼續事業とい

つても二四年度以前から繼續するものは全體で五件に過ぎず、その點からすれば申込事業は概ね新規需要と稱してよいものであつて、この點むしろ豫想に反するところであらう。

二、申込事業の投資效果

農業に對する長期投資に關して特に問題が存するのは、その投資效果の正確な把握が困難な點である。投資效果を問題にする場合、農業と他産業との投資效果の比較ということが重要な問題であるが、ここで投資效果と稱するのは單に、投資事業が投下資本を償い得るに足る生産力を確保維持しうるか否かという意味にすぎない。更に極限して云えば、自己資本と見返資金融資を償還して尙且つ經濟的にみてペイし得るかどうかということである。但し注意しなければならぬことは、この場合の追加投資は從來の生産部分における赤字の補填投資であつてはならない。逆に云えば、本來の生産部分が完全に經濟的にペイしているか又はその赤字を埋めてなお、追加支出を償い得るに足るものであることを要する。若し追加投資により追加支出を償い得ても投資對象の經營全體が赤字である限り、金融ベースにより投資對象の増産乃至復舊を果し得たということにはなり得ないからである。従つて、ここで問題にする申込事業においては本來の生産部分は完全に經濟的にペイしており、單に追加投資は追加支出を償つて若干の餘剰を残し得ればそれで充分であるという假定に立つ。

さてかかる意味に限定しても投資效果の把握は容易ではない。

農業一般に關しても正確な生産費計算、

特に個別生産物に對應する生産費の分類把握は困難であるが、土地改良事業の場合のように附加的投資に對する増加生産量、増加生産費の把握は一層困難であつて、これに關する統計資料は殆んど見當らない現状である。本調査の對象たる各個の申込内容を見ても、單に融資分に對する償還力の基礎として増産豫定量に對する増産價額を擧げてゐるに止まり、増加生産物に要する生産費及び自己資本の償却等を含む收益計算には殆んど觸れてはいない。この點に關しては金融機關も同様な狀態にあり、單に貸出金の回收の可能性如何の審査をなすに過ぎないのである。

從つてここで投資效果を検討するに當つても、既存の資料として、殆んど唯一のものと思はれる農地局の増産生産費に關する資料を利用することにより、概略的なことを推察するに止めざるを得ない。農地局の資料は昭和二三年産米の食糧廳生産費調査を基礎とし、二四年産米の場合において、見返資金六割、自己資本四割という資金構

第 6 表 農地局の増産生産費に關する資料

事業名	小用排水	暗渠排水	客土	機械揚水	區劃整理	備考
反當事業費(圓)	2,400	4,500	3,200	3,600	2,500	
同上融資額(圓)	1,440	2,700	1,920	2,160	1,500	融資率 6割
同上自己資金(圓)	960	1,800	1,280	1,440	1,000	自己資金 4割
増産收量(石)	0.10	0.26	0.23	0.26	0.1	
増産價額A(圓)	523	1,360	1,202	1,360	523	
増産生産費B(圓)	179	465	412	465	179	
増産所得稅C(圓)	86	225	199	225	86	自己資金還元 年利5分5厘 客土 8年還元 その他 20年還元
自己資金還元額D(圓)	80	149	200	120	83	
増産收益額(圓) $A-(B+C+D)$	178	521	391	* 550	175	
年賦償還元金(圓)	1,440	2,700	1,920	2,610	1,500	{融資は見返資金を對象とし、 年利7分5厘
同上5年賦償還額(圓)	-	657	467	448	-	
同上8年賦償還額(圓)	242	454	323	363	252	
同上10年賦償還額(圓)	207	-	-	311	216	

備考 (要點のみ)

1. 反當事業費は工事期間短く事業單價安きものの平均單價である。
2. 増産收量は農地局で累年採用している豫算資料による。裏作收量は今後の經濟狀況より考慮し、生産費と生産額が相殺に等しいものとして計上せぬ。
3. 増産價額は24年産米價額に副収入を見込んだもの。
4. 増産生産費は23年産米食糧廳生産費調査を基礎とし、又地租、家屋、住民稅が現行の約3倍になるものと假定して算出したものである。
5. 増産所得稅は増産價額から増産生産費の2分の1を減じたものに20%の勸告稅率を乗じたもの。
6. * 電力料金 200 圓を差引けば 350 圓となる。

成によれば收益計算がどうなるかを推計したものであり、その詳細は第6表を参照されたい。

この推計によれば、増産生産費及び増産部分に對する所得税の合計は増産價額の約五割を占め、自己資金の還元に對しては國債利率五分五厘を適用し、客土事業は八年、その他の改良事業は二〇年で還元し終るものとするのであるが、その場合増産價額に對する収益率は、小用排水三四%、暗渠排水三八%、客土三三%、機械揚水二六%、區劃整理三三%と平均三割三分に當り、この収益によつて借入金を償還するには八年乃至一〇年以上を要することを示している。

先ずこの試算に對する若干の疑問を提出しておこう。對象事業は極めて有利な事業であると想定してはいるが、平均九年で融資償還後残りの一年においては年々三三%が純収益となり、これより二〇年間の年平均収益率を算出してみれば生産價格の一八%以上というかなり高率なものとなつて、事業費の高低には觸れずとも生産費計算が幾分低きにすぎるとはならないかと考えられる。或いは逆に、米一斗當り増産價額の五二三圓は、米價一斗四二五圓に副収入及び超過供出代金の各一割を加算してみても、若干高いように思われる。また見返資金の利率は七分五厘であるにも拘らず、自己資金の償却に際しては國債利率五分五厘を採用していることも普通の企業計算ではみられぬことであつて、やはり同率の利子計算をなすべきではなからうか。なお裏作の麥は生産費と相殺して収益なしと斷定している點、麥の増産を主體とする事業

の収益計算において甚だ疑問と困却を感じる。

次に、前節に掲げた融資申込事業の平均的な諸計數をこの試算にあてはめて検討しなければならないが、その前に參考上の比較のため、増産收量は農地局豫算資料として累年採用している全國的な平均收量を増産する場合を想定し、また自己資金の還元も見返資金なみに七分五厘の利率で實施するものと假定して、その結果がどういふことになるかを算出してみよう。農地局採用の増産收量は小用排水一斗、客土二・三斗、區劃整理一斗、機械揚水及び暗渠排水二・六斗であるから、全事業の平均收量としては大略二斗とみて差支えあるまい。第6表に明らかなように米一斗當りの増産價格は五二三圓、増産生産費一七九圓、増産所得税は八六圓であるから計算の結果は第7表に示す通り増産収益額三六六

第7表 (單位圓)

平均反當事業費	4,260
同上融資額	2,600
同上自已資金	1,530
同上縣補助金	130
増産米收量	2斗
増産價額(A)	1,046
増産生産費(B)	358
増産所得稅(C)	172
増自已資金還元額(D)	150
増産收益額	366
年賦償還元金(半根據置)	2,698
11年賦償還額	369

圓、これにより借入金を償還するには一年でも尙若干不足ということになる。即ちかかる想定の際の平均融

資期間六年内に返済を完了することは到底不可能であり、全国的にみて平均的な生産力しか有しない事業は、見返資金より融資を受けてもベイし得る可能性は殆んどないと言わねばならない。

これに對し増産收量は二七件の実際平均收量二・八斗を當てはめ、自己資金の還元は農地局の計算通り五分五厘で行うものとして計算すれば、つぎの通りになる。即ち増産收益額は五九五圓、

費額金額	4,260
業資金額	2,600
事助金額	1,530
當融己補收額	130斗
反上上上	2.8円
均上上上	1,464
平同同同	501
同同同同	241
同同同同	127
同同同同	595
同同同同	2,698
同同同同	673
同同同同	576

借入金^の六年年賦償還額は五七六圓となつて、平均六年ならば若干の利潤を残して返済可能であることを示す。従つてこの場合必要償還期間は實際平均融資期間と大體一致し、融資対象事業はほぼベイしているともみなすこともできよう。故にここで先ず念頭におくべきことは、前述したように二・八斗という増産收量が一般的な場合に比し相當多量なものであり、申込事業が極めてレアケースに屬するのではないかということである。

農業關係見返資金に對する資金需要の事例的分析

次に想起すべきことは見返資金の貸出利率七分五厘に對し、かつて勸銀の田畑貸付利率は昭和八年六分五厘、一〇年末に六分二厘、一二年には五分五厘、更に戰時中においては四分毫まで下つている。これに加えるに、農業に對する長期投資には、團體營事業においても補助金の支出や更に三分乃至四分の低利資金の放出があつて、しかも融資期間もより長期にして漸く收支相償つていたということである。又、増産收益額五九五圓は増産價額に對し四割に當り、融資を完済しても毎年約二割八分の收益率という（農地局の有利な事業に對する想定以上に）甚だしく高率となる。更に本申込の場合麥の收益により返済を豫定しているものも多いのであるが、假りに麥の平均反當増産收量一・二斗を米換算して〇・八斗とし、又米の場合に比し收益額は半分として〇・四斗を收益計算に加える場合には、増産收益額は六九圓となつて五年ならば僅に償還しうることになり、尙自己資金中半額を勞力提供とみてその償却を省く場合には殆んど四年餘を以て償還可能ということになる。又、（特例一件を除いた）二六件の平均増産收量は三・二斗でその融資期間は一層短縮しうることになる。

すなわち往時よりはるかに厳しい融資條件と、しかも通常の場合概ね生産費を償い得ない現在の米價を以て一體かかることが可能であらうか。ここに次の幾つかのことを假想しなければならぬのである。もしこの計算が正確であるとすれば、申込事業は最も有利な條件を具えた事業であるか、農地局の増産生産費計算が低きに失するか、申込者の増産收量の算出が過大であるか、そし

て最後に最も重要なことであるが、増産收量が單に融資對象年度の事業及び事業費にのみ對應するのでは違ふのではないかということである。融資査定に際しては増産收量は對象事業及び事業費に對應する生産量であるとの建前にたつてゐるのではあるが、一般に繼續事業及び附帶事業において限定的な一部の生産効果を抽出把握することは困難であり、本調査においてもその點は全く同様であつたと云わねばならぬ。おそらくは以上の諸假定の何れもが夫々一部眞實であり、これらが相互に結びつくことによつてかかる計算的結果を生じたのであらう。従つて、向後個別的な事例の分析に當つては、以上のような諸要素に對する信憑性の限度を認識し割引しつつ、算出された數字の意味するところを判斷する必要があると同時に、個別的な調査によつて、如何なる條件が附帶することにより一應償還可能という結果になつたかを一層明らかにしなければならない。

個別的な事例の調査においては、できるだけ計算を混亂せしめる不純な要素を廢し、収益計算の比較的容易正確な新規單獨事業にして且つ可及的に年度内に終了する事業を取上げ、附帶條件の抽出と共に各個の場合における相違と幅を明示しようと思つた。尙、事業の範疇を純粹に融資に依存する事業、助成的要素の代表的な縣補助金の支出された事業、及び當初より緊急特殊の意味をもつ災害復舊事業の三種に大別し、その相互間及び個別の比較を容易にした。

(A) 融資のみによる事業

第8表は融資のみに依存する事業の場合であるが、かかる事業は後述するように二七件中七件にすぎず、その全てのケースを反當事業費の大なるものから順に並べたものである。

先づこの表で目につくことは事業主體が全て農業協同組合であるということ、客土事業をなす四件を全部含んでゐるということ、及び一件を除いては受益面積の比較的小さいものが集つてゐるということである。従つて同じ見返資金に對する申込事業のうちでも金融のみに依存しうる事業は、小規模で客土事業のように事業が容易、且つ努力出資の形態をとりやすい(客土事業四件中三件の自己資金中における努力負擔の割合は七割乃至九割以上に及ぶ)ケースに限られており、又農協が多いということはおそらく、信用力を有するが故に他の事業主體のための借受機關となつてゐるためであらう。

次に實際の融資期間中において、米の収益のみによつて融資償還が可能であるかどうかをみるに、B、D、F三件を除けば不可能であることを示す。但しそのうちA農協の場合には、當初八年賦償還を申請したのであるが、査定においては受益面積に數倍する隣接面積に一部負擔せしめることにより反當事業費を低下せしめて、二年半による融資の償還を可能ならしめてゐる。又C農協の場合は麥の收量が米に數倍するためおそらくこれを償還の主財源としてゐるのであらうが、假りに米の場合に比し五分の程度の収益が得られるとすれば、返済は可能となる。但しこの場合、麥は新規作付であるから果して米の五分の一の収益を實現し得る

第 8 表 融資のみに依存する事業

事業種目	單位	A農協	B農協	C農協	D農協	E農協	F農協	G農協
		灌漑排水 排水	客土	客土	客土	耕整 地理	灌漑排水 排水	客土・ 用水路
受益面積	町	222	70	35	30	32	87	78
反當事業費	圓	5,670	5,000	4,860	4,800	4,060	2,700	2,160
反當融資額	圓	3,510	2,100	1,600	3,330	1,870	1,200	1,030
反當融資率	%	62	42	33	71	46	44	47
反當自己資金	圓	2,160	2,900	3,260	1,470	2,190	1,500	1,130
増産收量	斗	5	4	3	4.1	2.3	3	1.5
増産價額	圓	2,615	2,092	1,569	2,144	1,203	1,569	785
増産生産費	圓	895	716	537	734	412	537	269
増産所得稅	圓	430	344	258	353	198	258	129
自己資金還元額	圓	179	452	508	229	182	125	130
増産收益	圓	1,111	580	265	828	411	649	257
年賦償還元金 (半年据置)	圓	3,642	2,179	1,660	3,454	1,940	1,245	1,069
實際融資期間	年	2.5	5	3	5.5	3.5	3.5	3.5
同上年賦償還額	圓	1,652	530	639	790	648	416	357
5年年賦償還額	圓	854	524	389	811	455	292	251
米石當事業費	圓	11,340	12,500	16,200	11,950	16,910	10,800	14,330
麥反當増收量	斗	2.7	0	1.4	0	1	1	0

可否かは別問題である。結局實際融資期間において、麥の收量を含んでも尙返済不能であるのはE及びGの二農協ということになるが、この表に現れたところよりして、次の如く云い得るであろう。(なお融資期間の相違を除去しようと思えば五年年賦償還の場合をみよ。又Gの場合には麥を米に一括換算してゐるから、麥を除けば五年でも返済不能であろう。)

1、増産收量の多いものは返済可能であるが、少ないものは不能である。

表にみる通り、數的にいうならば、返済可能のものは米の増産收量三斗乃至五斗という非常に生産力の高い事業に限られ、一・五斗乃至一・三斗程度のものは不能となつてゐる。

2、反當事業費は増産收量との關係で直接的に償還力と結びつくものではないが、農地局算定の補助事業、融資事業の限界線たる二・五〇〇圓以下のもでも、金融ベースに乗りうるには限らない。

3、増産收量と反當事業費の綜合結果たる米石當事業費については、絕對數を示すこと

第9表 縣の補助事業

事業種目	單位	O 耕地整理組合	M 耕地整理組合	N 普通水利組合	通合水備
		耕地整理	耕地整理	排水機設	
受益面積	町圓	80.6	43		192
反當事業補助費	圓	8,600	4,500		1,820
反當補助率	%	2,600	1,330		290
反當補助率	%	30	29		16
反當補助率	%	600	1,160		1,040
反當補助率	%	7	28		57
反當補助率	%	5,400	2,010		490
反當補助率	%	2.8	1.9		2
反當補助率	%	1,464	941		1,046
反當補助率	%	500	322		358
反當補助率	%	241	155		172
反當補助率	%	448	167		41
反當補助率	%	275	297		475
反當補助率	%	622	1,203		1,079
反當補助率	%	3	4		4
反當補助率	%	238	359		323
反當補助率	%	30,700	23,800		9,100
反當補助率	%	若干	7		0

4、又融資率と増産収量に關する興味ある事例としてC及びDの、

事業を比較するに、同じ客土事業であり反當事業費を殆んど等しくし、又融資率においてはDがはるかに高いに拘らず収量が一斗多いため、五年の償還ではDは返済可能であり、Cは不能となつてゐる。

(B) 縣補助金の支出された事業

第9表をみれば、前の場合と異つて、事業主體が三者とも農協以外の組合である。これを全ての場合についてみると、補助事業七件中六件が耕地整理組合及び普通水利組合であり、補助見込のもの二件も同様であつて、結局普通水利組合は四件全部、耕地整理組合は七件中四件が補助金に結びついてゐる。これは從來の慣例によるものか、信用力を有せぬこのような組合は補助金なしでは借入困難であるのか、補助金を要するような困難な事業を特に直接擔當するのか、の何れかの理由に基くものであらう。

次に米だけについてみる場合にはM耕地整理組合のみ償還不能となるが、麥の増收七斗の若干を返済に充てうるとすれば三者共に返済可能となる。増産収量をみても金融依存の事業よりは少額であり、又特にO耕地整理組合の場合の如きは石當事業費三〇、〇〇〇圓以上であつても尙ベシしてゐる。これらの點より、當然のこ

第10表 災害復舊事業

事業種目別	單位	R農協		S農協		T農協	
		潮護	止岸	災復	害舊	井復	堰舊
受益面積	町圓	12.5		30		130	
反當事業費	圓	19,300		6,400		2,270	
反當融資額	圓	8,000		3,300		1,150	
反當融資率	%	41		52		51	
反當自己資金	圓	11,300		3,100		1,120	
增產收量	斗	9		6		2	
增產價額	圓	4,707		3,138		1,046	
增產生產費	圓	1,611		1,074		358	
增產所得稅	圓	774		516		172	
自己資金還元額	圓	938		253		93	
增產收益	圓	1,384		1,295		423	
融資償還元金	圓	8,300		3,424		1,193	
償還期間	年	5		3.5		2	
年賦償還額	圓	2,020		1,149		666	
米石當事業費	圓	21,800		10,700		11,350	
麥收量	斗	米に含む		0.7		0	

とではあるが、補助金の支出された場合は著しく事業を容易にし、又支出されない場合には到底金融ベースに乗り得ない事業をも有効需要として發生せしめうる可能性を生じる。例えば、〇耕地整理組合において假りに無補助の場合を想定すれば収益額は僅かに五九圓となりおそらく返済に一四、五年を要するであろう。これに對しN普通水利組合は補助事業中最も有利な事業である。

(C) 災害復舊事業

災害復舊事業の場合における一つの特色としては收量が著しく

大であつて六斗、九斗、又は二石というようなものがあり、當然これらは増産量ではなく收量の復舊に他ならないことを示している。従つて、これらの收量部分については到底増産収益計算を適用することはできないのであつて、むしろ通常の生産費以上のものを見込むのが妥當であらう。第10表は假りに他の場合と同じ収益計算を當てはめてみたのであるが、それにも拘らず三件中二件は返済不能であることを示しており、要するに、災害復舊事業においては復舊の絶對的必要性に迫られて、全く金融的採算を度外

視して融資申込をなしているものと云わねばならない。又この調査のみについて云いうる一つの特色は面積が小さいことであつて、二七件のうち受益面積三〇町以下のものは四件であるがそのうちの三件までは災害復舊事業である。ちなみに農地局による規模別の融資事業と補助事業の區別は二〇町を以て限界とすべく意圖されているが、災害復舊事業にのみ二〇町以下のものが存し、それ以外には存しないといふことはいかなることを意味するのであらうか。おそらく餘り小規模のものは事業償還少なきものとして、緊急止むを得ざる復舊事業を除いては、補助事業としてはもとより融資事業としても（現在の資金事情のもとにおいて）取上げる餘裕なく、全て見送りを餘儀なくされているのではないかと思われる。

三、有效需要成立の條件

以上により融資申込の内容すなわち有效需要の状態を記述し、そのうちに自ら有效需要成立の條件も亦含まれているのではあるがこれらを一層明確ならしめる意味において、ここに總括をなしてみよう。成立の條件に關して指摘すべき三點は、有效需要を促進せしめる助成的要素の有無、投資効果と償還力の關係及び金融機關よりする資金回收の保證如何である。

(一) 有效需要促進の助成的要素

助成的要素としては、資金構成上明瞭に現われているものと必らずしもそうでないものとの兩者があるが、前者に關しては次のようなものがある。

縣補助金支出の確定しているもの	七件
縣補助金支出の見込あるもの	二件
前年度補助金を受領したものの組合に積立金を有したもの	一件
計	二件

このうち補助金の支出が必要を促進することは説明するまでもない。前述したように、靜岡縣のみ六件もの有效需要が存するといふことは明らかにそれを例證するものであり、前年度に支出されたものを合すれば補助金に關係あるものは一〇件、更に、申込書では明瞭でないが數年前よりの繼續事業にもおそらく支出されているであろうから、全件數の半ば近くが、直接間接に補助金に

より需要を促進せしめられているものとみて差支えないであろう。又積立金も償却すべきものとしては自己出資にほかならぬが、二件ともに事業費の三割、自己負擔部分の半ば以上に當り、少くとも當初の現金負擔を容易にするという點においては、大いに助成的要素として作用しているのである。

これに對しその他の附加的要素としては次のようなものがある。

前年度以前からの繼續事業	五件
國營縣營事業の附帶事業	四件
災害復舊事業	一件
計	一四件

このうち繼續事業及び附帶事業が本年度の、或いは自己の事業以外の要素に促進されて、事業を容易に又は止むを得ざるものとしていることは説明を要しない。が、災害復舊事業も亦右に準ずるものとして、當面の緊急的の必要から時に經濟性を無視しても資金の調達を餘儀なくされるという點において、特例に數えることは何ら差支えないであろう。

すなわち以上の集計によれば合計二六件、そのうち相互に重複しているものを除いても、二〇件は自己資金及び借入金に基く純然たる經濟的要求以外の何ものかに左右されて需要を發生せしめているものと云いうるのであつて、結局僅かに七件のみが自己のベースに基く眞の新規需要であるにすぎない。

(二) 投資効果と償還力の關係

この關係については前節で詳しく説明したのであるが、ここで尙若干の補足附加をなしておこう。ただその前に再び認識を新たにしておかねばならぬことは、本調査における投資效果測定の諸要素、すなわち事業費、生産量、生産費等を客觀的な實際の狀態と比較してみた場合、かなり過大又は過小に評價されているのではないかということである。

さて調査の示すところによれば、投資效果に基いてペイし得るものと、ペイし得ないものがあるのであるが、先づ前者の條件としては極めて生産性の高度な優秀な事業でなければならぬという結果が出ている。すなわち、融資に依存する事業のうち返済可能なものの増産收量を平均的收量とみなしうるものと比較してみれば、二七件の平均收量は二・八斗、又農地局が累年豫算資料として採用している各種事業の平均反當増産收量は約二斗とみられるのに對し、前記の返済可能なものの收量は最低三斗以上四斗、五斗とかなり上廻つてゐる。その結果として石當事業費についてみても、農地局の資料によれば最低機械揚水の二三、八〇〇圓、最高區劃整理の二五、〇〇〇圓に對し、ペイしうるものの最高は石當二二、五〇〇圓という高能率なものである。従つて事業種目としては、比較的小規模で且つ高能率な客土事業のようなものが多く、又表面上の事業主體としては信用力を具備する農業協同組合に制限されている。

次に自己負擔能力を有するもの、すなわち餘裕資本蓄積を有するか、さもなければ現金支出の不要な事業を對象としなければならぬ。

農業關係見返資金に對する資金需要の事例的分析

らぬ。融資期間が短かくその期間中は融資の返済に手一杯で殆んど利潤らしいものを見込み得ないため、單に現金支出をなしうるのみでなく、これを數年寝かせうるだけの餘裕を有するものでなければならぬ。更にこのことは、事業終了後の當初一、二年は未だ生産力が充分に發揮できず、しかもその間起りうべき災害或いは凶作等による減收の危険性を考慮に入れば、増産生産費を手出しせねばならぬ可能性が多分に存するという事によつて一層強められるであらう。

尙一つ、特にペイし得ないものの條件としてはいわゆる農民的计算なるものが擧げられる。本調査においても返済不能とみられるものは、融資依存の事業のみならず助成的要素の附加されている事業の場合にも散見されるのであるが、各個のケースについて結果的に實際に投資效果を測定するならば、或いはむしろかかる農民的计算に基づくものが支配的であるかも知れない。但し農民的计算と稱しても土地改良事業の如く共同事業の形態をとる場合、それは單に窮迫生産に甘んじる農民の常態のみを意味するのではなく、現金負擔と事業經營の分離、或いは事業指導者計畫者に對する追従性からくる要素をも包含するものである。すなわち直接の經費負擔者たる農民としては、數千百町歩に及び且つ數十年に亘る事業全體の效果の中から、自由の受ける效果のみを抽出してこれを自己負擔と比較するということは困難であり、又共同事業にあつては單獨的な恣意を許され難いが故に、自己負擔は結局租稅的支出となり易い。同様に逆の立場にある事業推進者としては

事業の企圖遂行にのみ意を注ぎ、一方農業の投資效果測定の困難性も加わつて、結局非經濟的な資金需要を發生せしめる可能性を少しとしない。こういうことは例え、大にしては縣毎の事業の劃一性（静岡は補助事業、新潟は繼續附帶事業、愛媛は災害復舊事業）のうちにも充分その一端を窺いうるのである。

三 融資回収の保證

最後に特に資金供給者側からの條件として、何を以て資金回収の保證をなしているかという問題がある。從來の農業長期金融においては擔保の提供は融資に不可缺の條件であつて、過去の統計を總合するところによれば、農家總負債中土地擔保に依存するもの半ばに達し、殊に、長期的融資はその八割まで土地擔保に基くものとみて大した狂いはないであらう。ここに、現在長期融資の伸びない一因が土地擔保の喪失にあると云われる所以があり、又資金回収の保證は、いわゆる對人信用方式というものに求めざるを得ないことになつたのである。然しながら本調査により看取し得るところでは、對人信用方式と稱してもその實體をなすものは農手制度の場合と同様生産物擔保方式とも稱すべきものであつて、云いかえれば食糧管理制度そのものが融資成立の一條件をなしているということができよう。従つてその限りでは、土地擔保の喪失が有效需要の發生を阻止しているという見解にも俄かに賛同し難いのである。

見返資金の融資は無擔保の保證貸付であつて、特別會計に對する第一次保證としては金庫及び借入組合代表者の連帶保證、第二

次的には通常借入組合の幹部數名に對する求償保證の形式をとつてゐる。しかし乍ら、むしろ實質的に資金回収を保證しているものは増産米麥の供出代金であり、必要に應じ供出代金受領の白紙委任狀を提出せしめることにより、土地擔保以上に確實容易な保證となしてゐるのである。資金供給者としては最悪の場合融資額のみの回収を實現すればよいのであるから、假りに前述したように増産價額に對する融資償還額の割合を四割五割としても、全増産價額の受領權を確保している限り回収は先ず確實に保證されてゐると稱しうるし、従つて融資の限度は増産價額に對する融資償還率に存するともいい得よう。

勿論、戰時以來の組合金融の強化により對人信用方式に關する客觀的基礎條件は整備されてきてゐる。しかしながら、土地改良事業の如き長期投資を單なる對人信用のみに依存して實施するということは極めて危険であり、殊に會社組織のように有機的一體でない共同事業においては、代表者をとつても個々の農民をとつてみても信用責任の所在が明確であるとは云い得ない。對人信用を基調とすべき組合金融からの短期營業資金借入の場合においても、尙、借入額の七割程度は供出代金を擔保とする農業手形によるものであることを考えれば、自ら對人信用の限度は理解できる筈である。また從來耕地整理組合、水利組合等の團體營業事業に對しては無擔保融資が行われていた。その理由は、これら組合の賦課金を市町村税に次ぐ準租稅的なものとして強制的に徴收し得たからであり、現在も亦、土地改良區の賦課金に對しては同様の措

置を講ずることができる。しかしながら調査の示すところでは、現在は賦課徴収力を有せぬ農協主體の事業の方が多く、又土地改良區の場合においても構成員が土地所有者から耕作者中心に移つて、かなり資産の低下を來しているとみなされるし、且つ農地の不融通性、一般租税の著しい強化は差押え競賣等の措置を甚だ困難ならしめ、單に強制徴収力の保有ということが、完全に無擔保信用を可能ならしめているとは云い難いであらう。従つて少くとも土地改良事業の如き生産性を有する事業は對人信用と稱するも實質的には對物信用であり、殊に食糧管理制度に立脚する生産物擔保信用であるといふことができるのではなからうか。

むすび

本調査は僅かに二七件を對象としたにすぎず、しかも各個別に完全な實地調査を施したのではないから、これにより輕々に結論を導き出すことは危険であらう。しかしながら、一應この調査の示す限りにおいて調査の示唆するところを取りまとめておく。

先づ前提として調査對象の申込事業に對する追加投資は赤字補填的なものではないといふことを假定したが、全國的に生産費を償い得ない現狀において、かかる優秀な農家はたとえ存在するにしても極めて微々たるものにすぎず、對象の二七件の場合でもはたしてそのうち何件がかような前提條件を満足しているか甚だ疑問なきを得ない。その限りでは、融資のみにより増産復舊可能な農家は殆んどないと云つてもよいであらう。又二七件を全般的に

みても、増産収量二・八斗という全國平均の場合に比しかなり高度の生産力を有するものに限られてゐるが、殊にそのうちでも純然たる金融依存の事業は極めて少く且つ甚だ有利な事業に限定されてゐて、大部分のものは何らかの助成的要素を必要としてゐるということから、少くとも見返資金に對する有効需要の少ない原因を單に融資實現の可能性がなかつたからという第三の見解にのみ歸するわけにはいくまい。百歩ゆずつてこの見解を容れるにしても、かかる需要は經濟外の要素すなわち前述の農民的計算に基いて起り得るにすぎないのであつて、かような融資が國民經濟的にみても、農民的見地に立脚しても、單なる一時的糊塗策であるにすぎないことはいふまでもない。従つて今後土地改良事業を金融のみに依存せしめる限り、これに對する有效需要發生の見透しは極めて悲觀的であると云わざるを得ないであらう。

尙若干を附記すれば、助成的要素の缺如以外に償還を困難ならしめる最大のものは、利率よりも先づ期間である。殊に四、五年という短期間では自然的乃至景氣變動によく耐へ得るものではない。利子は長期化して後に大きなウエイトを占めてくるのである。又資金回收の保證に關しては、土地擔保の復活なく、食糧管理制度も亦廢止される場合にはこれに代るべきものを早急に必要とする。土地改良に關する限り生産物擔保の方式はむしろ土地擔保に優るであらう。そこに價格の支持、預約販賣制度等に示唆を與えるものがある。

(本所員)